

市民の声（4月分）

意見 1	R4. 4. 1 Twitterをフォローしています。毎日、市内のCovid感染者の公表をありがとうございます。国は、経済重視へ方向を変えたようです。 袖ヶ浦市では、感染者の公表を続けて頂けますか？そうして下さると、自分の行動と照らして、感染拡大を防ぐ行動がとれます。 お忙しいところ、申し訳ありませんが、袖ヶ浦市の方針を続けて頂けると、ありがたいです。
回答	R4. 4. 13 健康推進課 日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。 ご意見を頂きました新型コロナウイルス感染症感染者の情報周知について、回答いたします。 市では、千葉県から公表される感染者情報について市ホームページや生活安全メールを用いて、今後も引き続き周知してまいります。 なお、千葉県に適用されておりましたまん延防止措置等重点措置は、3月21日に解除されたものの、新規感染者数は増加傾向にあります。さらに、従来のオミクロン株 BA.1.1 より感染力が高いといわれるオミクロン株 BA.2 への置き換わりが進んでおり、予断を許さない状況です。 市民の皆様には引き続き、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしてまいります。 このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。
意見 2	R4. 4. 3 最近燃えるゴミ袋(黄色)がすぐ破れます。今日は新しく袋を開こうとすると二箇所 で 30cm 位縦に亀裂がはってしまった。袋の折り方が変わった頃から破れやすくなったと思う。折り方が変わり取りやすくなったがこれでは本末転倒だ。これは私が思う だけでなくそういう声を何人からも聞いている。改善をお願いします。かといって安 易に値上げになっても困る。値段を上げる前にやることはたくさんあると思います。
回答	R4. 4. 21 廃棄物対策課 日頃より、市行政にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。 この度、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。 燃せるごみの指定袋の材質等につきましては、仕様の変更は行っておらず、ごみ指 定袋を納品する際に行う検査では、基準の範囲内となっております。 また、検品にあたりましては、日本産業規格（JIS）に準拠した抜取検査を採用する など、検品方法の厳格化を行っておりますが、万が一不良品を発見された場合には、 交換対応と業者への指導をさせていただきますので、お手数ですが廃棄物対策課まで ご連絡をお願いいたします。なお、不良品が発生する原因につきましては、折り方の 変更によるものではないことを業者から確認しております。 今後、製造時におけるチェック体制の強化や、品質確保の徹底を業者へ指示すると ともに、納品時の検査の際には検査項目を増やすなど、さらなる不良品の発生防止に 努めてまいりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

	このたびは貴重なご意見ありがとうございました。
意見 3	<p>R4. 4. 4</p> <p>屋外開放型のスポーツ施設を住宅地に隣接して開設するにあたって、近隣住民に対する事前の協議や連絡・説明会もなく、運用開始後には利用者による騒音に悩まされる状況となっている。</p> <p>夜間の営業についても、当初は21:30までとなっていたものの実際には22時近くまで利用されていたため、騒音や夜間の利用時間などの管理徹底を代宿区長（**氏）を通して本年年明けに運営者に申し入れて頂いた。</p> <p>その後も22時直前までの利用が数回行われたため、不審に思い当該施設のWEB情報を確認したところ、営業時間が22時までに延長されており、地域自治体からの苦情申し入れが完全に無視されたことが判明した。</p> <p>真冬の時期に自宅居室で当該施設からの騒音に悩まされており、暖かくなって窓を開放した場合を想像したら恐怖すら感じる。</p> <p>静かな落ち着いた住環境を取り戻すことができるよう、対策や体制構築がなされるまで（利用差し止め等の）厳しい行政指導を希望する。</p>
回答	<p>R4. 4. 21 環境管理課</p> <p>日頃より市環境行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>市では袖ヶ浦市環境条例に基づき、環境保全のための指導等を行っております。このたびの騒音につきましては、特定の重機、拡声器等を用いた作業に該当せず、市条例における規制基準を当てはめることはできないことから、利用差し止め等の行政処分を行うことはできません。</p> <p>行政処分等の対応とは異なりますが、今回、**様からいただいたご意見を、個人情報伏して事業者にお伝えしたところ、意見を受け、騒音対策を強化するといった旨の回答がございましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、市では、解決が困難な公害苦情につきましては、公害紛争処理に関する相談窓口をご案内しております。画像ファイルを添付いたしますので、ご参照ください。</p> <p>このたびは貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p>
意見 4	<p>R4. 4. 13</p> <p>マスク着用についてです。義務ではないはずのマスクを小学校で実質強要されます。またどこに行ってもマスク着用のお願いと入り口に書かれたポスターがあります。義務ではないですし、できない人もいます。必要ないと感じてる人もいます。</p> <p>特に子供達は自分で選択すると言う権利を奪われてます。着用のお願いばかりではなく、できない人もいる事への理解を求めたポスターや書類を店舗や教育機関、市民が利用する施設などへ配布して欲しいです。千葉県でもそのような内容を市のホームページに掲載している所や見てわかる様にカードなどを配布してくれている所もあります。</p> <p>袖ヶ浦市は子育てがしやすい市だと言われてます。子供達が笑顔で過ごせるように対応して頂けませんか？</p> <p>外ではマスクを外そう、外していいんだよ！とマスクをつけた大人や先生に言われて説得力ありますか？</p> <p>大人が行動で示す。子供達はよく見てます。マスクを必要としてる人、必要ない人、出来ない人…色んな人がいて選択する事が出来る。自分で選択する、意志を持つ、相</p>

	<p>手を認めて受け入れ、共に生活する。それを伝えて行くのが大人や指導者だと感じています。義務ではない事を当たり前の様に押し付けるのはもう懲り懲りです。</p> <p>色んな考えや意見があっても当然ですが、自分の意思を持って発言し、違いを認め合えるそんな生活を送って欲しいです。</p> <p>みんなで同じ事を同じようにする。それが集団生活ではないと思います。国のガイドラインに沿って各学校へ対応をお願いしていると学校教育課の方は説明してくれましたが文部省の感染対策ガイドラインにはマスク着用必須とはひと言も書いてありません。咳エチケットとはマスク着用の事だけを示す訳でもありません。各家庭で話し合っ、それぞれ選択する自由を下さい。マスクを出来ない人がいると言う事実をもっと袖ヶ浦市民に伝えてください。</p>
<p>回答</p>	<p>R4. 5. 9 学校教育課 健康推進課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見を頂きました新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用について、回答いたします。</p> <p>学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童生徒へのマスクの着用についてお願いしているところです。これは、国や県の学校における対策ガイドラインに基づくものです。</p> <p>県のガイドラインでは、基本的な感染症対策の内、咳エチケットの一つとして、「マスクの着用」が明記されております。その中では、「無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、学校教育活動においては、身体的な距離が十分にとれないときは、飛沫を飛ばさないよう、(次の場合を除いて)基本的にマスクを着用する。」とされております。ただし、「マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ現場で臨機応変に対応する。特に基礎疾患を有するためマスクの着用が困難である等の場合は、主治医や学校医とも相談の上、適切に対応する。」とも示されております。</p> <p>これらを踏まえ、集団生活を営む学校においては、児童生徒の安全を第一に考え、感染対策の一つとしてマスクの着用をお願いしていることをご理解ください。一方で、着用が困難な場合には、身体的距離を十分に確保するなど他の方法により、感染症対策を実施する等、お子様の様子に応じて臨機応変に対応させていただいております。具体的な対応については、学校とよくご相談くださるようお願いいたします。</p> <p>また、基礎疾患や感覚過敏、その他様々な理由により、マスクを着用することが困難な方々もいらっしゃることにつきましては、市民の皆様にご理解いただくようホームページ等で周知してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p>意見 5</p>	<p>R4. 4. 14</p> <p>仕事復帰にあたり子供の預け先を探していましたが、希望する曜日、時間に、預けられるところがなく困ってます。</p> <p>民間のベビーシッターさんがいなくて利用できない、民間の託児所もなく、土曜日に一時保育をやっているのは一ヶ所だけ。</p> <p>ファミサポも利用できるかわからない。</p> <p>色々な職種で働く人がいる中で土日、祝日、平日の遅い時間に預ける事ができる場所の設置を検討していただきたいです。</p>

民間の企業とタッグを組んで仕事と子育てが両立しやすい環境整備などしていただけたら。
支援センターもできたら日曜日の利用なんかできたら大変助かります。

回答

R4.5.10 子育て支援課

日頃より、本市保育行政にご理解いただきありがとうございます。

この度、**様よりご意見をいただきました、土日、祝日、平日の遅い時間の子どもの預け先設置の検討について回答いたします。

本市では、市立保育所及び一部の私立保育施設の全6施設において、平日、土曜日の一時預かり保育を実施しております。

ご利用には予約が必要であり、感染症対策として臨時休止する場合がありますので、ご利用の際には希望する保育所までご連絡をお願いいたします。

また、市内におけるベビーシッター派遣業者や託児所については、市では把握をしておりますが、近隣市における民間事業者や個人によるベビーシッターの派遣サービスが、本市においても利用可能な状況となっております。

この他の平日の日中以外の時間帯における預かり先といたしましては、袖ヶ浦市ファミリーサポートセンターにおいて、子育ての手助けを行いたい方と子育ての手助けを受けたい方が会員となり、地域で子育てを支援し合う有償の相互援助活動を行っており、仕事などの際の一時的な預かりも実施しております。

ご利用には会員登録、会員間の調整を含めた支援内容の事前打合せが必要になりますので、ファミリーサポートセンターまでご連絡をお願いいたします。

また、児童養護施設において、保護者が疾病等により一時的に家庭での子育てが困難になった場合に、1週間を限度にお子様をお預かりするショートステイ、保護者が就労等により、家庭においてお子様を養育できない場合に、平日夜間（午後5時から午後10時）または休日の日中（午前8時30分から午後5時）の時間帯で、お子様をお預かりするトライライトステイを実施しております。

更に、子育て支援センターについては、打ち解けた雰囲気の中でお子様を遊ばせたり、親同士が交流したり、子育て中の親子が気軽に利用できる場所で、保育士による育児に関するアドバイスや育児情報の提供を行っていることから、土曜日の日中についても開設しております。

今回ご説明した内容の他に、子育てに役立つ多くの情報を幅広くまとめたガイドブック「すくすく子育てぶっく」をお送りいたしますのでご参考にしてください。

市が土日、祝日、平日の遅い時間の子どもの預け先を新たに設置することについては現在予定しておりませんが、今後も、子育て世帯の多様化するニーズを踏まえ、子育て環境整備の向上に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございますございました。

1 一時預かり保育を実施する保育所

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 根形保育所 | 電話番号：63-0858 |
| (2) 昭和保育園 | 電話番号：62-2427 |
| (3) みどりの丘保育園 | 電話番号：97-5552 |
| (4) クニナ袖ヶ浦保育園 | 電話番号：62-8008 |
| (5) 認定こども園まりん | 電話番号：38-5101 |

	<p>(6) みどりの風保育園 電話番号：38-5666</p> <p>2 ファミリーサポートセンターの利用 利用日時、援助料金（子ども1人、1時間当たり） 平日6：00～20：00、700円 平日上記以外と土・日・祝日・年末年始、900円 問合せ先：袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター 電話番号：64-3115 開所時間：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00</p> <p>3 児童養護施設でのお子様の預かり（ショートステイ、トライライトステイ） 問合せ先：子育て支援課 電話番号：62-3220</p>
意見 6	<p>R4. 4. 22</p> <p>胃がん検診を受診しました。受付が8:30からでしたので、時間通りに行ったところ、すでに受付が始まっており、この時間帯の受診者の最後でした。ルールを守っているのに、バカをみているようで納得がいきませんでした。</p>
回答	<p>R4. 5. 17 健康推進課</p> <p>日頃より市行政へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。この度ご意見をいただきました胃がん検診の受付について回答いたします。</p> <p>胃がん検診については、今年度から予約制を導入したことにより、1日のご予約を6回に分け、各受付時間内にお越しいただくようご案内をしております。</p> <p>また、受付における混乱を招くことがないよう、各回の受付開始前に受診者の誘導・整理を行い、先着順に番号札を配布し、受付をさせていただいているところです。</p> <p>胃がん検診におきましては、前日より飲食を制限していることから、受診者の方の健康面を考慮し、検診の体制が整った際には、受付及び検診の開始時間を前倒しする配慮を行っております。</p> <p>このことから、**様にご受診されました4月22日につきましては、受付時間を10分程度前倒しして開始したものです。</p> <p>今後も受診者の皆さまには受付時間内の来場をお願いするべく周知を行うとともに、がん検診の受診環境の改善に努めてまいりますので、何卒ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p>
意見 7	<p>R4. 4. 22</p> <p>いつも大変お世話になっております。市民へのご尽力有難う御座います。</p> <p>昨日妻より、市より助成対応の件で盥回しにされて、納得いかない話があり、ご連絡致しました。</p> <p>93歳になる義理母が緊急入院し生死の危機を回避して、永久ストマーを付けて退院致しました。ストマーの費用が高額で、日常生活に必要な為高額費用に悩んでいたところ、病院側より市の助成関係がありご相談されてはと、ご指導頂き市へ連絡致し</p>

ました。その時市からは現在忙しく申請対応が出来ない為、3ヶ月待ち予想状況の話を受けましたが、コロナ対策の状況もあり、渋々承諾して申請致しました。

ところが令和4年3月18日に公布され令和4年4月から控助されると言い渡されましたが、利用内容もストマーの費用が高額なためとお伝えしているにも拘らず、ストマー用に申請が必要な事をご指導も無く、手帳申請時にお伝え頂けないままの為、後からストマー申請が必要と知りそこから申請しましたので許可が遅れ、4月に購入したストマー代金が助成される事が出来ませんでした。

それまでも、本来市が対応できていれば助成されていたストマー費用も我慢しているにも関わらず、この対応は如何なものでしょうか。

市の職員は市民の為に行動する為に存在し、市税も徴収しているではありませんでしょうか。この体制自体に問題があり、対応職員を訴えたい気分です。そもそも市が決めた期日より費用負担の助成が発生する事はことは覆らないのに、既に支払いを済ませた医療機関が対応出来ればそちらでどうにかなるかも知れないと伝える職員は退職すべきです。

何故なら、業者が不正関与対応出来るならしてみろ、不正は見透かされた状況だと、市政からの医療機関への圧力に他ならないからです。

ですので、このことを対応した職員の対処内容への広報掲載、対応状況と氏名公表、今後の対応改善の公表を求めます。

購入金額を医療機関が助成適応出来ればと交渉を回避し、職員で対応しないとイケないはずなのに、医療機関へ連絡させて盤回しさせて恥ずかしくないのかと問いたいです。

以上宜しくお願い致します。

回答

R4.5.16 障がい者支援課

日頃より市福祉行政の推進におきましてご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

お問い合わせいただいた障がい者手帳の交付及び日常生活用具のストマー用装具の給付について回答いたします。

最初に、障害者手帳の交付に係る期間についてですが、障害者手帳の手続きについては、身体障害者福祉法により、交付希望者は市に申請の届出を行い、市は提出された書類を千葉県へ送付し、県が審査し障害者手帳を交付します。県が発行した障害者手帳は市に郵送され、市から申請者にご連絡し、市の窓口にてお渡しすることとなっております。

千葉県においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は例年よりも申請が多くなっていることから、身体障害者手帳の交付を行うまで3カ月程度かかるとしております。

市は、申請いただきました書類を遅滞なく県へ送付し、県から身体障害者手帳が郵送された後、申請者にご連絡を行いお渡ししておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

次に、ストマー用装具の給付に係る説明がなかったとのことについてですが、各種支援制度は障害者手帳を所持していることにより給付等するものとなっております。また身体障害者手帳の交付に係る審査は県が行うため、申請者の希望通りに身体障害者手帳

	<p>が交付されないこともあることから、市が申請の届出を受ける際には、基本的に各種制度のご案内は行っておらず、手帳交付後に必要な障害福祉サービスの申請をしていただく流れになっています。</p> <p>そして、身体障害者手帳の交付時においては、支援制度が多岐にわたることから代表的な支援制度のご説明を行うとともに、障害者手帳をお持ちの方がご利用できる支援制度を簡素に取りまとめた「障がい福祉のしおり」を配布させていただき、ご自身でご確認いただいております。</p> <p>****様の身体障害者手帳のお渡し時におきましても、「障がい福祉のしおり」を配布するとともに、同日中に窓口にて日常生活用具のストマの申請書もお渡ししご記載いただいております。</p> <p>次に、既に購入したストマ用装具に係る費用について、「医療機関が対応できればどうにかなるかもしれないと説明を受けた」とのお問い合わせについてですが、日常生活用のストマ用装具の給付を受けることができる者は、身体障害者手帳にぼうこう又は直腸の障害が記載されており、人工肛門又は人工膀胱造設者のためストマ用装具が必要な方となっております。</p> <p>日常生活用具の給付については、前述のとおり身体障害者手帳の交付後に手帳の記載事項を踏まえて申請書を受け、市が給付決定を行うもので、給付決定前に購入したストマの払い戻しなどの対応については、市は関与することはできないため、ご購入いただいた医療機関に確認するようご案内したところです。</p> <p>障害福祉サービスにつきましては、原則として障害者手帳をお持ちの方が、認定を受けた障害の程度に応じて受けるものであることから、障害者手帳申請の届出の際に各種制度のご案内が難しいこと、また、利用できる支援制度が多岐にわたり、様々な手続きが必要であることなど、お客様にはご手数をおかけする場面もあるかと思いますが、今後とも簡潔かつ丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>意見 8</p>	<p>R4. 4. 23</p> <p>国土交通省が推奨している働き方改革・建設現場の週休2日(土日の閉所)がありますが、袖ヶ浦市発注の工事はそれに準じて行わないのでしょうか？</p> <p>本日(4月23日土曜日)ですが、新しく建てている新市役所の現場で職人さんが作業をしておりました。役所の工事ですらこのルールが守られていないのは、おかしいのではないのでしょうか？</p> <p>現場で働く人達を守る為にもご検討下さい。</p>
<p>回答</p>	<p>R4. 5. 18 資産管理課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>**様からご意見をいただきました建設現場の週休2日についてお答えいたします。</p> <p>庁舎整備につきましては「大成建設株式会社 千葉支店」との設計施工契約により、令和6年9月の竣工を目指して工事を進めております。</p> <p>現在、既存7階建て庁舎の北側に建設している1期棟は、本年7月の完成・一部引き渡しを予定していますが、昨今の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の</p>

	<p>影響により、資機材等の調達に遅れが生じるなどの事象が発生している状況です。</p> <p>このため、適宜工程を調整し工事を進めておりますが、工程の都合上、土日祝日も含めて作業を行っております。</p> <p>ご指摘の「働き方改革」につきましては、工事受注者とともに取り組みを進めており、当初は現場閉所を含めた週休2日（4週8休）を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響が当初の想定より大きく、現状では、工事受注者の管理のもと、閉所は行わず作業員の4週8休の体制に努めていると伺っているところです。</p> <p>引き続き行う既存7階建て庁舎の改修工事等に際しましては、現場閉所を含めた週休2日の確保が図られるよう、改めて工事受注者と調整してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>
<p>意見 9</p>	<p>R4. 4. 24</p> <p>日頃お世話になっております。</p> <p>広報メールやLINEでの情報提供にいつも感謝しております。以前より気になっていた部分があるので、この度市民の声としてお伝えさせていただきます。</p> <p>毎日の袖ヶ浦市における新型コロナ感染者数の知らせは市民に対する警戒と意識付けの為、非常に有意義なものと思っております。自身の市の状況がわかり、対策・対応を取る為に活用させていただいております。それと同列に市役所勤務や学校関係者の方・市の管轄する施設の方の感染状況も広報で流れてきます。クラスター発生や濃厚接触者多数で閉鎖の必要があるのならば、公報で案内する必要があるとは思いますが、濃厚接触者もない状態での広報メールでの知らせは必要でしょうか？個人情報の保護や人権の尊重、という文言がいつも入っていますが…市の職員さんの個人情報の保護や人権の尊重も疎かにしないでいただきたいです。</p> <p>以前は部署や最終勤務日や体調の推移まで記載されていたと思います。最近はそのまでの情報はないので、その部分は改善されたのかなと思いますが、いまだに市内小中学校職員の感染情報は流れてきます。そんなの各学校から保護者への連絡で十分ですし、該当の学年・学級以外の情報は不要とさえ考えます。</p> <p>市で働く人たちにも家族がいて、人権や個人情報を守られる必要があると思います。それが出来ない市に市民を守ることが出来るのでしょうか。かなり前から、どこで感染してもおかしくないような状況です。個人の感染状況を公表する段階はもうとっくに過ぎているのではないのでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>R4. 5. 18 職員課 学校教育課 健康推進課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見を頂きました件について、回答いたします。</p> <p>市では、これまで、市職員、市内小中学校関係者、農畜産物直売所ゆりの里など市管轄の施設における職員の新型コロナウイルス感染情報につきまして、市民の皆様の不安を軽減することを目的として、生活安全メール・市ホームページ等により、感染の状況や消毒の実施状況をお知らせしてまいりました。</p> <p>しかしながら、市中や家庭内での感染拡大に伴い、感染源の特定が困難になっていること、また、ワクチン接種の進展等により、重症化リスクが低減していることなど、お知らせを始めた当初とは状況が変化してまいりました。</p> <p>このことから、市職員及び市管轄の施設における職員の感染情報につきましては、</p>

生活安全メールでの配信は行わず、ホームページのみで発信するよう対応を改めたところでは、

また、市内小・中学校関係者の感染情報につきましても、生活安全メールではなく、保護者や学校関係者のみにメールを配信するよう、この度、見直しを行いました。

なお、本市の市民の感染者の状況につきましては、当面の間、個人情報保護や人権の尊重などに配慮したうえで、市ホームページや生活安全メールを用いて、市民の皆様へ周知を図り、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしてまいりますが、今後は感染状況などを踏まえ、必要に応じた適切な情報発信をするよう検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。